

裁 決 書

審査請求人

[Redacted Name]

処 分 庁

川崎市川崎福祉事務所長

審査請求
にかか
る処分

- 1 平成21年9月24日付け生活保護廃止
決定処分
- 2 同日付け生活保護法第63条費用返還
決定処分

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）による上記処分に対し、平成21年10月14日付けをもって審査請求人から提起のあった審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求1については、これを取り消す。

本件審査請求2を却下する。

理 由

1 事 実

審査請求人 [Redacted]（以下「請求人」という。）が審査庁に提起した審査請求書及び提出した反論書、川崎市川崎福祉事務所長（以下「処分庁」という。）から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 平成20年9月1日、請求人は、[Redacted]病院に入院したこと。処分庁は同月8日、職権により保護開始申請書を受理し、請求人が入院した同月1日に遡り保護を開始したこと。
- (2) 平成20年11月19日、請求人は、川崎市 [Redacted] に所在する簡易宿泊所「 [Redacted] 」を所在地と定めたこと。
- (3) 平成21年9月16日、処分庁は、簡易宿泊所「 [Redacted] 」を訪問し、請求人は同年1月6日に退去している旨を確認したこと。
- (4) 平成21年9月17日、処分庁は請求人と所内面接を行い、簡易宿泊所「 [Redacted] 」を退去した後、カプセルホテルやサウナ等を転々としていたこと、現在は [Redacted]

のカプセルホテル「[REDACTED]」に宿泊していること、及び連休明けに来所する旨の報告を受けたこと。

(5) 平成 21 年 9 月 24 日、処分庁は、簡易宿泊所「[REDACTED]」を退去した事実を確認した月の初日である同年 9 月 1 日付けで保護廃止決定処分（以下「本件廃止処分」という。）を行うとともに、同年 1 月 7 日から同年 9 月 30 日までに支弁した保護費の全額を返還決定額とした法第 63 条費用返還決定処分（以下「本件費用返還処分」という。）を行ったこと。

(6) 平成 21 年 11 月 4 日、処分庁は、(5) の事実にある本件費用返還処分を取り消し、同年 1 月 7 日以降に支弁した住宅扶助費並びに同年 9 月分として支弁した生活扶助費及び医療扶助費を返還決定額とした法第 63 条による費用返還決定処分を行い、同日付けで請求人に通知（21 福川区保護第 36 号-14132）したこと。

2 請求人の主張

土日・祭日以外の平日は保健所へ[REDACTED]の薬を投与するため出向いている。請求人は訪問調査があることなど知らされておらず、職員は訪問の義務を怠っている。したがって、本件廃止処分及び費用返還処分を取り消す、との裁決を求める。

3 処分庁の主張

(1) 本件審査請求 1 について

簡易宿泊所「[REDACTED]」を退去した時点で請求人の現在地は消滅しており、処分庁の実施責任も現在地の消滅と同時に消滅している。本来であれば平成 21 年 1 月 7 日付けで生活保護を廃止すべきところであったが、請求人が法第 61 条の届出の義務を怠り、さらに処分庁の訪問調査が同年 9 月 16 日の訪問調査まで実施されず、生活実態の確認が遅れたために廃止決定についても遅れてしまった。

よって、遡及変更が可能である平成 21 年 9 月 1 日付けで本件廃止処分を行ったものであり、この決定を取り消す必要性は認められない。

(2) 本件審査請求 2 について

請求人は、平成 21 年 9 月に[REDACTED]が完治するまでの間は要保護状態にあったと推測される。例外的ではあるが、処分庁所管内である「[REDACTED]」の現在地が平成 21 年 1 月 7 日から同年 8 月 31 日までは残っていたものとみなし、8 月 31 日までの生活費及び医療費については処分庁が扶助することと修正し、1 月 7 日以降に処分庁が請求人に対して支給した住宅扶助費は全額、法第 63 条により返還させることとした。

これにより、本件費用返還処分は取り消し、返還額を変更して、平成21年11月4日に法第63条による返還決定を行った。

4 判断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求1について

都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」(法第19条第1項第1号)及び「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」(同条第1項第2号)に対し保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている。

また、保護の実施機関は、「被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」(法第26条)とされ、「保護を必要としなくなった」事実の判定は、保護の実施機関によって調査、確認された結果によらなければならないとされている。

本件廃止処分をみると、請求人は処分庁に対し、簡易宿泊所「 」を退去した後、ビジネスホテル、サウナ等を転々とする生活を送っていたと申立てており、居住地を定めない状態で生活していたことが推定されるが、処分庁は、請求人が簡易宿泊所「 」を退去した事実を把握した日以降、請求人と面接をしていることから、被保護者である請求人の当該時点又はそれ以降の保護の要否及び実施責任の所在について判断することは可能であった。しかしながら、処分庁はこの判断を行わず、請求人の居住実態が簡易宿泊所「 」に無いことのみをもって、本件廃止処分を行ったことが認められる。

保護の停廃止処分は、被保護者が保護の要件を満たさなくなり、保護を継続実施すべき状態でなくなったとする事実に基づき判定し行うものであるから、請求人の要保護性或いは保護の実施責任の所在について何ら調査、確認がなされないまま行われた本件廃止処分は、違法・不当といわざるを得ない。

以上、本件廃止処分は取り消されるべきとする請求人の主張に理由があることから、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

(2) 本件審査請求2について

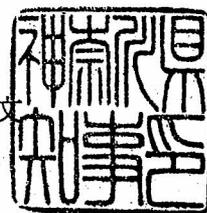
処分庁は、平成21年11月4日付け21福川区保護第36号-14132をもって本件費用返還処分を取消し、請求人に対し通知したことが認められる。

これにより、本件費用返還処分は、不服申立ての対象たる処分を欠くことになり、不適法なものとなるので、行政不服審査法第40条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成22年2月5日

神奈川県知事

松沢成文



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした川崎市を被告として決定の取消しの訴えを、あるいは神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

厚生労働省所在地 〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号